

平成28年度 前期選抜の選抜・評価方法（予定）

学校番号 13

千葉県立 磯辺高等学校 全日制的課程 普通科

1 期待する生徒像

本校における学校生活に明確な意欲を有し、中学校生活全般にわたり積極的に取り組んできた者で、次のア又はイのいずれかに該当する生徒

ア 人物・学習成績が優秀である者

イ 学習成績が良好で、特別活動・部活動等において顕著な実績、または優れた資質を有し、入学後本校において積極的に活動する意志のある者

2 選抜資料

(1) 学力検査	5教科の成績を資料とする。
(2) 調査書	全教科の評定を含む記載事項を資料とする。
(3) 面接	面接の結果を資料とする。

3 評価項目及び評価基準

(1) 学力検査

評価項目	評価基準
5教科の得点合計	5教科(各教科100点満点)の得点の合計500点満点で評価する。
個々の教科の得点	30点未満のものがある場合は、審議の対象とする。

(2) 調査書 アの数値に、イからオについて加点(上限45点)したものを調査書の得点とする。

評価項目	評価基準
ア 教科の学習の記録	全教科の評定の合計値を算式1により求めた値で評価する。 評定1または斜線の教科がある場合は、審議の対象とする。
イ 出欠の記録	① 3カ年皆勤の者は評価する。 ② 学年の欠席が30日以上ある場合は、審議の対象とする。
ウ 行動の記録	○が2個以下の場合は、審議の対象とする。
エ 特別活動の記録 部活動の記録 特記事項	生徒会活動、部活動等において優れた活動実績がある場合は、評価する。 取得した資格等がある場合は、評価する。
オ 総合所見	記載内容について、特に優れた内容を参考とする。

(3) 面接

評価項目	評価基準
態度全般	集団面接を実施し、質問に対する答えや態度全般をA、B、Cの3段階で評価する。評価がCの場合は、審議の対象とする。

4 選抜方法

(1) 選抜の方法

本校の「期待する生徒像」に基づき、「学力検査の5教科の得点合計」、「調査書の得点」及び「面接検査」等を総合的に判断して入学者の選抜を行う。

ア 「学力検査の5教科の得点合計」及び「調査書の得点」でそれぞれ順位付けしたとき、共に、次のパーセント以内にある者を入学許可候補者として内定する。

(ア) 受検者数が入学許可候補者の予定人員以内のときは、受検者数の80パーセント

(イ) 受検者数が入学許可候補者の予定人員を超えるときは、予定人員の80パーセント
ただし、下記の点に特に問題となる点がないこと。

- ① 学年の欠席が30日以上ある場合
- ② 行動の記録の○が2個以下の場合
- ③ 中学校3年間の評定に1または斜線の教科がある場合
- ④ 学力検査の個々の教科の得点で30点未満のものがある場合
- ⑤ 面接検査で評価がCの場合
- ⑥ その他、調査書の記載内容

イ 上記アで決まらなかった者については、「学力検査の5教科の得点合計」と「調査書の得点」の総合計により順位を付け、「面接検査の結果」、上記のア(イ)等を慎重に審議し、総合的に判定して入学許可候補者として内定する。

(2) その他

自己申告書が提出された場合には、選抜のための資料に加え、提出されたことにより、不利益な取扱いはない。

5 その他

過年度卒業生については、第2日目の検査終了後、別途個人面談を行う。

平成28年度 後期選抜の選抜・評価方法（予定）

学校番号 13

千葉県立 磯辺 高等学校 全日制の課程 普通科

1 選抜資料

(1) 学力検査	5教科の成績を資料とする。
(2) 調査書	全教科の評定を含む記載事項を資料とする。
(3) 面接	面接の結果を資料とする。

2 評価項目及び評価基準

(1) 学力検査

評価項目	評価基準
5教科の得点合計	5教科(各教科100点満点)の合計500点満点で評価する。

(2) 調査書

評価項目	評価基準
ア 教科の学習の記録	全教科の評定の合計値を算式1により求めた値で評価する。 評定1または斜線の教科がある場合は、審議の対象とする。
イ 出欠の記録	学年の欠席が30日以上ある場合は、審議の対象とする。
ウ 行動の記録	○が一つもない場合は、審議の対象とする。
エ 特別活動の記録 部活動の記録 特記事項	生徒会活動、部活動等において優れた活動実績がある場合は、 総合的に判定する際の参考とする。
オ 総合所見	記載内容について特に優れた内容等を、総合的に判定する際 の参考とする。

(3) 面接

評価項目	評価基準
態度全般	集団面接を実施し、質問に対する答えや態度全般をA、B、Cの3段階で評価する。評価がCの場合は、審議の対象とする。

3 選抜方法

(1) 選抜の方法

公立高等学校入学者選抜実施要項に従い、A組となる者は入学許可候補者とする。A組に属さない者はB組とし、すべて審議の対象とする。順位付けには算式2を利用し、「学力検査の成績」、「調査書」、「面接検査の結果」を資料として総合的に判定する。

(2) その他

自己申告書が提出された場合には、選抜のための資料に加え、提出されたことにより、不利益な取扱いはいない。

4 その他

過年度卒業生については、検査終了後、別途個人面談を行う。